告 示

埼玉県告示第二百七十号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 がないとき

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

商号又は名称	は代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
N 株式会社AMBITIO	新井 義久	小川七百二十八番也一 埼玉県比企郡小川町大字
有限会社東洋ハウジング	加藤地次	五十六番地一